

2006年度 大学院法務研究科
法学既修者認定試験
民事訴訟法
(問 題)

【問題1】

次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を記載しなさい。見解の対立のあるものは判例の考え方によるものとする。

- (1) 裁判所は、争点等の整理を行うため必要があると認めるときは、準備的口頭弁論を行うことができるが、その際には予め当事者の意見を聴かなければならない。
- (2) 事実の存否に関する裁判官の内面の判断を心証というが、裁判官が、要証事実の存在について、優越的蓋然性をもって心証を形成したときに、証明があるとされている。
- (3) 買主のXは、売主のYが執拗に代金の支払を求めるので、Yに対して当該代金債務の不存在確認の訴えを提起した。この場合、弁済の事実については、原告であるXが証明責任を負担する。
- (4) 第一審判決を取り消し、事件を第一審裁判所に差し戻す旨の控訴審判決は、その上訴期間が経過すれば確定する。
- (5) 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り併合提起することができるから、離婚請求と損害賠償請求とを併合提起することはできない。
- (6) 後順位抵当権者が先順位抵当権不存在確認訴訟を提起した場合、他人間の法律関係を訴訟物として確定することを目的としたものとなるから、当事者適格がない。
- (7) 文書は真正に成立したことが証明されなければ証拠として事実認定の資料にすることができないが、文書の成立の真正とは、挙証者が主張する特定人の意思に基づいて作成されたことをいう。
- (8) 土地所有権に基づいて土地の明渡しを求める訴訟においては、土地所有権の存否について既判力は生じないが、この訴訟において原告又は被告が土地所有権確認を求める中間確認の訴えを提起すれば、土地所有権の存否についても既判力が生じる。
- (9) 土地の所有権確認訴訟において敗訴した被告が、その判決確定後に、土地の所有権に基づいて前訴の原告に対して土地明渡しを請求した場合、後訴裁判所は土地所有権についての前訴判決の判断に拘束されない。
- (10) 連帯債務者のA及びBを被告とする訴訟の原告勝訴判決に対し、被告のAのみが控訴した場合、被告のBについては、判決の確定遮断効がなく、控訴審の審理の対象にもならない。
- (11) 原告Aが他の共有者B及びCを被告とした共有物分割請求訴訟において、被告Bが請求原因事実を自白し、被告Cが否認した場合、裁判所は、被告B及びCが否認したものとは取り扱わなければならない。
- (12) 控訴裁判所における最初の口頭弁論期日に控訴人及び被控訴人のいずれも出頭せず、かつ、1か月以内に期日指定の申立てをしないときは、裁判所は、訴えを取り下げたものとみなすことができる。
- (13) 原告Aが被告B及びCに対して提起した通常共同訴訟においては、被告Bの提出した証拠は、当然、被告Cにつき有利にも不利にも使用されることになるが、被告Bの提出した主張は、当然には被告Cの主張にはならない。
- (14) 控訴審で控訴の取り下げをすると第一審判決が確定するが、その判決の既判力の基準時は第一審における最終口頭弁論期日になる。
- (15) 土地の賃貸人が賃貸借契約の終了を理由として建物収去土地明渡請求訴訟を提起している場合、その口頭弁論終結前に地上建物を被告の土地賃借人から譲り受けた者に対しては、引受承継を認めることができない。

2006年度 大学院法務研究科

法学既修者認定試験

民事訴訟法

(問 題)

【問題Ⅱ】

売買契約に基づく代金請求訴訟において、裁判所は、第1回口頭弁論期日で訴状及び答弁書を陳述させた後、事件を受命裁判官による弁論準備手続に付した。この事案について、以下の間に答えなさい。

- (1) 弁論準備手続を終結してからの口頭弁論で、当事者の一方が新たな攻撃防御方法を提出した場合、裁判所又は相手方当事者は、どのような措置をとることができるか。
- (2) 証拠調べの結果、売買契約の成立の事実認められるが、被告本人尋問結果によれば、売買契約の目的物の引渡しが無了であることが判明した。口頭弁論終結の段階において、当事者から目的物の引渡しの有無についての主張がなかった場合、裁判所は、どのような措置をとることができるか、また、どのような判決をすることができるか。